

日本語教育機関のための
自己点検・評価項目

令和6年4月30日

小項目の評価は、以下の分類とし、[]に記号を記入する。

- A : 達成されている。
- B : ほぼ達成されているが、不十分なところがあり改善に取り組んでいる。
- C : 達成に向けて努力している。
- D : 達成されていない／必要性に気づいていなかった。
- X : 該当しない。

自己点検・評価項目

第1 設置者及びマネジメント

1 理念・教育目標

1-1 理念と教育目標

1-1-1 <理念>

世界中の多様な人間同士が学びあい、支えあう場を創造する。

1-1-2 <教育目標>

I. 【授業活動の方針】生徒が様々な人と触れ合いながら、学ぶ喜びを感じる場にあること

II. 【学校内の人間関係づくり】学校全体が信頼しあう場になっていること

III. 【地域とのつながり】生徒が幸福な社会づくりに貢献する学校であること

[A] 1-1-3 理念と教育目標が教職員、学生に周知されている。

1. 理念・教育目標について

教職員には、理念や目標を明記したものを配布している。また、事務所の目につく場所に掲示している。さらに、全教職員が集まる会議や教員研修の場で校長より説明している。学生に対しては、各教職員が現場での実践を通して伝えている。

2 組織

2-1 組織態勢

[A] 2-1-1 設置者、設置代表者及び経営担当役員は、「日本語教育機関の運営に関する基準」で定められた要件に適合している。

[A] 2-1-2 事業規模に応じた組織態勢になっている。

[B] 2-1-3 受け入れようとする学生の言語に対応できる組織となっている。

まとめ

パンフレットやオリエンテーションガイド等は、日本語と英語の両方を併記。その他の言語については、提携機関及び契約機関の取扱いを介して、母語で説明や指導を行っている。また取扱者の多くが静岡県内在住者であるため、重大な問題が発生した際には、学校と取扱者が連携して連絡をとる体制ができている。来日オリエンテーション時には、各国の上級者が同席し、サポートを行っている。

2-2 教員組織

[A] 2-2-1 校長、主任教員及び教員は、「日本語教育機関の運営に関する基準」で定める要件を備えている。

[B] 2-2-2 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限が明確に定められている。

[B] 2-2-3 教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質が明示されている。

まとめ

教員採用の際に要件を備えているかどうか確認を行っている。各教員の職務内容、責任、権限についても定めているが、細部については明確になっていない部分がある。また教員の知識や能力、資質に関しては研修時に示しているが、明記されたものはない。

2-3 事務組織

- [A] 2-3-1 生活指導責任者及び入管事務担当者が特定され、その職務内容及び責任と権限が明確に定められている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限が明確化されている。
- [A] 2-3-2 生活指導責任者及び入管事務担当者が学生及び教職員に周知されている。
- [A] 2-3-3 入国管理局により認められた申請等取次者を配置している。

まとめ 業務分担表において、生活指導ないし入管業務の責任者及び担当者が明確に定められている。校内には、職員名と担当業務を示したスタッフ紹介が掲示され、学生及び教職員全体がいつでも確認できる体制をとっている。
申請等取次者は、・野田敏郎・杉山亜沙美・田中知実・望月典子 以上4名

2-4 採用と育成

- [A] 2-4-1 教員及び職員の採用方法及び雇用条件が明文化されている。
- [B] 2-4-2 教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組をしている。
- [B] 2-4-3 教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。
- [B] 2-4-4 教員及び職員の評価を適切に行っている。

まとめ 常勤教職員に対する研修や評価はおおむね適切に行われていると言えるが、非常勤教員への研修や評価に関しては制度化されていないため、定期的に行われていない。

2. 組織について
常勤の教職員に関しては、業務や体制がおおむね明確になっており、研修や評価に関しても適切に行われている。一方、非常勤教員に対しては不十分な部分もあり、改善の必要がある。

3 財務

3-1 財務状況

- [A] 3-1-1 財務状況は、中長期的に安定している。
- [A] 3-1-2 予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。
- [A] 3-1-3 適正な会計監査が実施されている。

3. 財務について

当校は、学校法人下の学校として十分な運用資金を保有しており、中長期的に財務状況は適切であると税理士や会計士の専門家から報告を受けている。決算については、監事による会計監査を受け、理事会において理事・評議員にも承認されている。

4 教育環境

4-1 校地、校舎

- [A] 4-1-1 教育機関として適切な位置環境にある。
- [A] 4-1-2 安定的に教育活動を継続するための校地及び校舎が整備されている。
- [A] 4-1-3 校舎面積は、「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。

まとめ 当校は閑静な住宅街にあり、位置及び環境は教育に適している。
また校地校舎は、自己所有である。

4-2 施設、設備

- [A] 4-2-1 教室、その他の施設は、「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。
- [A] 4-2-2 教室内は、十分な照度があり、換気がなされている。
- [A] 4-2-3 すべての教室は、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。
- [B] 4-2-4 授業時間外に自習できる部屋が確保されている。
- [B] 4-2-5 教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能である。
- [B] 4-2-6 視聴覚教材やITを利用した授業が可能な設備や教育用機器が整備されている。
- [A] 4-2-7 教員及び職員の執務に必要なスペースが確保されている。
- [A] 4-2-8 同時に授業を受ける学生数に応じたトイレが設置されている。
- [A] 4-2-9 法令上必要な設備等が備えられている。
- [A] 4-2-10 廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状である。
- [D] 4-2-11 バリアフリー対策が施されている。

まとめ 図書や教材、機器や設備に関しては整備を進めつつあるが、利用可能な時間等には一部制限がある。

4. 教育環境について
設備に関しては、基準等に照らし合わせて不足なく備えている。また、図書や教材、機器に関しては整備が進んでいるが、今後更に充実を図る必要がある。ただ、バリアフリー対策に関しては現状の校舎では難しい。

5 安全・危機管理

5-1 健康・衛生

- [A] 5-1-1 健康、衛生面について指導する態勢を整えている。
- [A] 5-1-2 対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せて、留学生保険にも加入している。
- [A] 5-1-3 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応を定めている。
- [A] 5-1-4 感染症発生時の措置を定めている。

まとめ 事務職員に保健関係担当者を定めて対応。国民健康保険の加入については、在籍者全員対して確認を行っている。留学生保険については、留学生全員分の加入及び管理を学校で行っている。特定の校医は定めていないが、近郊にクリニックも多く疾病やけがについては、度合いに応じて職員が対応している。インフルエンザ、コロナ等の感染症発生時は、県の基準に沿って対応している。

5-2 危機管理

- [A] 5-2-1 危機管理態勢が整備されている。
- [A] 5-2-2 火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定めている。
- [A] 5-2-3 気象警報が発令された場合の措置を定めている。
- [A] 5-2-4 災害等に対する避難訓練を定期的に行っている。
- [A] 5-2-5 防災用品が備蓄されている。

まとめ 年に1回避難訓練を実施。避難経路の確認をすると共に消化器の使用訓練等を行っている。防災用品は食糧、飲料水、火器、簡易トイレ、アルミブランケット、マスク、アルコール消毒等を備えている。また校内に防災ラジオを設置している。

5. 安全・危機管理について
火災や地震等の避難訓練を実施し、教職員と学生全員が毎年避難方法の確認ができている。また、台風、大雨などの災害時には、警報等のレベルに応じた対応を校長が判断し、クラスごとにSNSを通して担任と学生が連絡できる手段が整っている。

6 法令の遵守等

6-1 法令の遵守

- [B] 6-1-1 法令遵守に関する担当者を特定している。
- [B] 6-1-2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。
- [A] 6-1-3 個人情報保護のための対策がとられている。
- [A] 6-1-4 入国管理局、日振協、関係官庁等への届出、報告を遅滞なく行っている。

6. 法令の遵守等について
法令順守に関する特定の担当者はいないが法人本部を中心に取り組んでいる。教職員については、全体講師会などを通じ意識を高めるようにしているが定期的には行われていない。出入国在留管理局等の定期報告や届出も遅滞することなく行っている。学生のプライバシーに関する守秘義務や、個人情報保護、著作権の扱いについては適切に行われ、これまで情報漏洩等は起きていない。また学生に対しても入学時に、写真撮影及び使用許可の確認を一人一人確認し、承諾を得ている。

第2 運営に関する事項

7 運営全般

7-1 組織的な運営

- [A] 7-1-1 短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。
- [A] 7-1-2 管理運営の諸規定が整備され、規定に基づいた運営がなされている。
- [A] 7-1-3 意志決定が組織的になされ、かつ、効率的に機能している。
- [A] 7-1-4 予算編成が適切になされ、執行ルールが明確である。
- [A] 7-1-5 業務の見直し及び効率的な運用の検討が定期的、かつ、組織的に行われている。

まとめ 学校代表者を頂点とした組織図を示し、指示系統や組織の構成を可視化している。また本部会議や校長会議にて業務見直しや現場の提案について議論すべき機会が設けられている。

7-2 納付金

- [A] 7-2-1 入学検定料、入学金、授業料及びその他納付金の金額及び納付時期が明示されている。
- [A] 7-2-2 学費以外に入学後必要になる費用が明示されている。
- [B] 7-2-3 関係諸法令に基づいた学費返還規定が定められ、公開されている。

まとめ パンフレット、募集要項に納付金の金額、内容等を掲載。学費返還規定については、学則に明文化されているが、一般的に公開されていない。

7-3 情報の共有化及び発信

[A] 7-3-1 外部からの情報提供が効率的になされ、かつ、共有化する仕組みがある。

[A] 7-3-2 内部からの情報発信が効率的に行われている。

[A] 7-3-3 入学希望者・学習者及びその利害関係者（経費支弁者等）の理解できる言語で情報提供を行っている。

まとめ 毎朝、常勤職員で朝礼を行い、情報を共有している。その他、連絡事項はネット上で教職員全員が情報提供、確認できる体制をとっている。入学者への情報提供は、提携機関や取扱い者を介して現地にて母語で本人に確認されている。来日後は、重要な情報提供の場合のみ、取扱い者と連携し、情報を伝達、共有している。パンフレット、募集要項については、日本語と英語の両方の表記を併用し、来日前の注意事項については、入学者の言語対訳語版を添付して案内している。

7. 運営全般について

諸規定について一部のものについては明文化されているが、そうでないものも多いため今年度内にあらためて可視化する作業を進める。

8 学生募集

8-1 募集方針

[A] 8-1-1 理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。

[A] 8-1-2 募集定員を定めている。

[A] 8-1-3 機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。

まとめ 一部の国については、学校職員が現地に赴き、入学希望者に直接情報提供や面談を行っているが、ほとんどは、委託している提携機関及び契約機関の担当者が現地で説明を行っている。また、取扱い者が日本在住の親族である場合は、親族を通し、入学相談を行っている。

8-2 募集活動

[B] 8-2-1 教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報が入学希望者の理解できる言語で開示されている。

[A] 8-2-2 求める学生像を明示している。

[B] 8-2-3 応募資格及び条件を入学希望者の理解できる言語で明示している。

[A] 8-2-4 募集活動を行う国・地域の法令を遵守した募集活動を行っている。

[A] 8-2-5 海外の募集代理人（エージェント等）に最新、かつ、正確な情報提供を行っている。

[B] 8-2-6 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。

まとめ 海外の提携機関とは定期的にメールやZOOM等で互いに連絡し、入学希望者の有無等の状況を確認している。また、提携機関の中には取扱い者が静岡県内に在住しているケースも多く、日頃から連絡が取りやすい状況にある。応募資格については、日本語のみで公開しているため、提携機関の関係者が現地で募集を代理する形をとっているが、説明等の全てを任せている部分も多く、募集活動等の方法を再度確認すべきである。

8-3 入学選考

- [A] 8-3-1 入学選考基準及び方法が明確化されている。
- [A] 8-3-2 学生情報を正確に把握し、及び提出書類により確認を行っている。
- [B] 8-3-3 入学選考を行う態勢が整備されている。
- [A] 8-3-4 受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。

まとめ 入学希望者の選考基準として、最終学歴と成績、志望理由書、経費支弁能力等については根拠資料で確認をとっている。また、現地の提携機関を通じて入学希望者の学習意欲や日本語能力をZOOM面接にて確認をしている。学習ニーズは、入学希望者の志望理由書にて確認をしているが、現地担当者の適格性については客観的に判断する基準がなく、今後の課題である。

8. 学生募集について

学生募集活動は当校職員が直接面会することはほとんどなく、海外の機関に委託して間接的に情報を提供している。募集業務は現地に拠点を置く機関が行うため、それぞれの自国の法令を遵守したうえで活動していると認識している。ただし、当校が主体性をもって各機関を網羅的にチェックしたり、マニュアルを作成するなどは行っておらず、今後の課題としたい。

9 教育活動

9-1 企画

- [B] 9-1-1 理念・教育目標に合致したコース設定が行われている。
- [B] 9-1-2 教育目標達成に向けた教育内容、教育方法及び進度設計がなされている。
- [B] 9-1-3 レベル設定に当たっては、国内で又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしている。
- [B] 9-1-4 教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。
- [B] 9-1-5 カリキュラムは、体系的に編成されている。
- [B] 9-1-6 教育目標に合致した教材が選定されている。
- [C] 9-1-7 補助教材、生教材を使用する場合は出典を明らかにするとともに、著作権法に留意している。
- [B] 9-1-8 授業に関する学習リソース及び情報を、授業開始までに教員に提供している。
- [B] 9-1-9 教員配置が適切になされている。

まとめ 理念や教育目標に合致した体系的なカリキュラムやそれに合わせた教材について、現在見直しを行っている最中である。

9-2 実施

- [A] 9-2-1 授業開始までに学生の能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。
- [A] 9-2-2 教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。
- [D] 9-2-3 開示されたシラバスによって授業が行われている。
- [C] 9-2-4 修了の要件が定められ、学生の理解できる言語によって明示されている。

- [A] 9-2-5 教育内容に応じて教育用機器を活用している。
- [A] 9-2-6 授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。
- [B] 9-2-7 理解度・到達度の確認が実施期間中に適切に行われている。
- [B] 9-2-8 学生の自己評価を把握している。
- [C] 9-2-9 個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援が行われている。
- [C] 9-2-10 特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言を受けている。
- [A] 9-2-11 授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。
- [B] 9-2-12 学習内容、時間割と学年暦、成績判定の基準と方法、学習上の留意点、留学生活上の留意点、入管法上の留意点とこれらについての相談担当者名が記載された文書を、入学時に学生に配布している。

まとめ シラバス、修了の要件、成績判定の基準に関しては整備、文書化し、開示する必要がある。

9-3 成績判定

- [D] 9-3-1 判定基準及び判定方法が明確に定められ、開示されている。
- [C] 9-3-2 成績判定結果を的確に学生に伝えている。
- [D] 9-3-3 判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。

まとめ カリキュラム編成の見直しと合わせて、改善を進めていく予定である。

9-4 授業評価

- [D] 9-4-1 授業評価を定期的実施している。
- [B] 9-4-2 評価態勢、評価方法及び評価基準が適切である。
- [C] 9-4-3 学生による授業評価を定期的実施している。
- [C] 9-4-4 評価結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組に反映されている。

まとめ 授業評価を行い、その結果を教育の改善につなげる制度を整えたが、2023年度は諸事情により学期途中での担当教員の変更などが相次ぎ、適切に運用できなかった。

9. 教育活動について

カリキュラムやシラバスの見直しを進めているところである。合わせて、成績判定基準の明確化と文書化も進めていきたい。また、進級や修了の判定に関しても制度を整え、要件の周知を行っていきたい。

10 学生支援

10-1 支援態勢

[B] 10-1-1 学生支援計画を策定し、支援態勢が整備されている。

[A] 10-1-2 休日及び長期休暇中の学生対応ができています。

まとめ 学生支援は、支援要員の配置はなされているが計画を策定したことはない。今後は学生支援に関する活動の責任者を決め、整備していきたい。休日及び長期休暇中は、担任を通し、緊急連絡先として校長に連絡がいく体制をとっている。

10-2 日本社会を理解し、適応するための支援

[A] 10-2-1 入学直後のオリエンテーションを実施している。

[A] 10-2-2 生活に関するオリエンテーションを実施している。

[A] 10-2-3 地域交流や地域活動を実施している。

まとめ 入学直後のオリエンテーションは、通訳を介しながら実施している。また、進級前や卒業前オリエンテーション、ビザ更新前の説明等、必要に応じて定期的実施している。また、当校は交流活動に積極的に学生、教職員が参加している。

10-3 生活面における支援

[A] 10-3-1 住居支援を行っている。

[B] 10-3-2 アルバイトに関する指導及び支援を行っている。

[A] 10-3-3 交通事故等の相談態勢が整備されている。

[A] 10-3-4 定期的に健康診断を実施している。

[A] 10-3-5 学生全体の生活状況について定期的に調査している。

まとめ 学生寮への案内や学校近郊のアパート賃代の紹介など、学校が支援できる体制がある。学生のアルバイト状況については定期的にアルバイト調査を実施し、勤務先、勤務時間等を報告させている。健康診断は、年に1回胸部レントゲン撮影、尿検査、血液検査を実施。交通事故等、学校に報告連絡することを徹底させ、必要に応じて職員が対応している。

10-4 進路に関する支援

- [A] 10-4-1 進路指導担当者が特定されている。
- [A] 10-4-2 学生の希望する進路を把握している。
- [A] 10-4-3 進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。
- [A] 10-4-4 入学時からの一貫した進路指導を行っている。

まとめ 進路指導担当者がおり、学生の希望はクラス担任を通して十分に把握されている。進路に関する資料も備えられ、常時ではないが閲覧できるようになっている。入学時から一貫した進路指導を行うべく、1年担当講師への進路指導研修を行っている。

10-5 入国・在留関係に関する指導及び支援

- [A] 10-5-1 担当者は、研修受講等により適切な情報取得を継続的にしている。
- [A] 10-5-2 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。
- [A] 10-5-3 在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。
- [A] 10-5-4 在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。
- [A] 10-5-5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的にしている。
- [A] 10-5-6 過去3年間、不法残留者、資格外活動違反者及び犯罪関与者を発生させていない。

まとめ 入管法上の留意点についての指導はクラス全体でのビザ更新前の説明に加え、少人数制ないし個々に指導を行い、資格外活動違反防止のための指導をしている。必要に応じて、生活指導者がアルバイト先に確認をとることもある。

10. 学生支援について 学生寮の受入れをはじめ、学校近郊の住居探し、役所関係の届出、ゴミ出し等の生活指導の他、交通安全教室等の生活面における指導を積極的に行っている。また、学籍管理担当者を特定し、在留資格、資格外活動の管理を徹底している。資格外活動については、アルバイト調査を定期的を実施し、学生一人一人の勤務状況を把握し、ビザ更新時の指導にあたっている。その結果、この3年間不法残留者はでていない。

11 教育成果

11-1 成果の判定

- [B] 11-1-1 進級及び卒業判定が適切に行われている。
- [A] 11-1-2 日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。

まとめ 進級及び卒業の判定に関しては制度の整備を進めている。外部試験の結果は把握しているが、受験者が少なく個別対応となっている日本留学試験に関しては結果が把握しにくくなっている。

11-2 卒業生の状況の把握

- [A] 11-2-1 卒業生の状況を把握するための取組を行っている。
- [A] 11-2-2 卒業後の進路を把握している。
- [A] 11-2-3 進学先、就職先等での状況や卒業生の社会的評価を把握している。

まとめ 卒業時の進路状況は、進路担当教員と在籍管理担当職員を中心に学校が完全に把握できている。卒業後の在留資格変更者や帰国者については、本人と教職員が密に連絡を取り合い、確認を行っている。

11. 教育成果について

進級及び卒業判定に関しては制度の整備を進めていきたい。

外部試験の結果及び、卒業後の進路の把握は適切に行われていると言えるので、今後も継続して行っていきたい。

自己点検・評価

日本語教育機関名：国際ことば学院日本語学校

点検・評価実施日：令和6年4月

実施責任者：野田敏郎

実施担当者名(役職)：野田敏郎(校長)

留学生が渡日前に日本語学校を選択するにあたり、本学の留学生のほとんどが、親戚が近くにいるからだとか、知人が通っていて安心だからだとか、母国で通っていた留学あっせん事務所からすすめられて、といったやや消極的な理由で来日するケースが目立つ。それはつまり、本校の特徴や教育内容そのもので選択することよりも、信頼性が担保された安心できる留学生活を送れることを優先して選択しているものと考えられる。たしかに運営上の安心、安全という環境があつてこそ留学生は学業に専念できるのであるから、捉え方によっては肯定的に評価できるともいえる。しかし、そのことだけをさも売りであるかのように取り立てて、本学が選ばれることにあぐらをかいてはいけない。本学が考える言語教育を理解したうえで入校してくる留学生が増加することによって、学びの活動はより活性化し、留学生、教員ともに学ぶことの多い学校になるものと思われる。

今回の自己点検自己評価の活動を受けてまとめるとすれば、来日前の十分な説明の不足ということに尽きる。

また、納得してもらえらるための手段だけではなく、明確に言語化された学習内容やコースの説明、評価のありかたなど、学校の教育活動の観点についての説明すべき内容についての整備が不足していることが明らかになった。例えば、来日前に学校のことを説明するためには母語を使っておこなうことが考えられるが、それをインターネットを利用し多言語化に努めているがそれは補助的なものとしては手軽で便利であるが、自動化されたものの利用は人まかせというややもすれば無責任な印象は否めない。きちんと母語による対話で説明を実施できるよう、学生募集活動に注力しつつ、これまでに行ってきた評価方法、コースの中身をわかりやすく言語化する必要がある。できあがった結果も必要だが、結果を生み出すその過程こそ、本学が今必要としているものだと思う。

*大項目1から11を総括し、自由に記述。